

国立大学法人東京医科歯科大学年俸制導入促進費対象教員 から教育職員本給表（一）の適用を受ける職員への切替等細則

〔令和2年4月7日
制 定〕

（目 的）

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）第2条に規定する年俸制導入促進費対象教員が、職員給与規則第7条に規定する教育職員本給表（一）の適用を受ける職員に切り替わる際の手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規則において、「新年俸制教員」とは、職員給与規則に定める教育職員本給表（一）の適用を受ける教員をいう。

2 この規則において、「切替」とは、年俸制導入促進費対象教員が所定の手続きを経て新年俸制教員としての身分に切り替わることをいう。

（切替の申請等）

第3条 切替は、年俸制導入促進費対象教員からの申請に基づき行うものとする。

2 切替を希望する年俸制導入促進費対象教員（以下、「切替希望者」という。）は、切替後の給与、任期等の条件に同意のうえ、切替日の1か月前までに、別紙様式により、学長に申請することとする。

3 切替の時期については、毎年4月1日とする。

（切替後の号給）

第4条 切替後の新年俸制教員の号給は、職員給与規則に定める本給、本給の調整額、調整手当及び勤勉手当の合計額が、年俸制導入促進費対象教員が切替の日にうけることとなる年俸額から年俸制導入促進費を原資とした退職手当相当額である次の表の額を差し引いた額の金額の直近下位の号給とする。この場合における勤勉手当の算出にあたっては、年俸制導入促進費対象教員が切替の日を受けていた年俸額の基礎となった評価結果に関わらず、国立大学法人東京医科歯科大学勤勉手当支給細則別表に掲げる評価区分3の成績率を用いるものとし、勤勉手当の算出に係る在職期間については、6箇月勤務したものとみなすこととする。

評価区分	差し引く額
6	500,000 円

5	500,000 円
4	400,000 円
3	300,000 円
2	300,000 円
1	300,000 円

- 2 前項にかかわらず、切替後の号給が国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下、「初任給細則」という。）初任給基準表に定める号給に達しない場合は、同表に定める号給を切替後の号給とする。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第5条 初任給細則第15条に掲げる者のうち、年俸制導入促進費対象教員であった者が引き続き本学の職員となった場合は、原則として年俸制導入促進費対象教員としての身分が引き続くものとする。ただし、当該職員の希望により、第3条に示す手続きにより、当該職員の採用の日を切替の日として、新年俸制教員への切替ができることとする。

- 2 前項ただし書きにおける号給の決定については、初任給細則第10条から第14条までの規定により決定する号給と、前条を準用して決定する号給のいずれか有利な号給をもって決定することとする。

（切替後の任期）

第6条 切替後の任期は、切替前の任期を引き継ぐものとする。

（この規則により難い場合の措置）

第7条 特別の事情によりこの規則によることができない場合は、学長が必要と認めた場合に限り、別段の取り扱いをすることができる。

（その他）

第8条 新年俸制教員の給与に関する事項については、この細則に定めるもののほか、職員給与規則、初任給細則の規定を準用する。

附 則（令和2年4月7日制定）

この細則は、令和2年4月7日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙様式

年 月 日

新年俸制教員への切替申請書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

切替希望日

年 4 月 1 日

このたび、国立大学法人東京医科歯科大学年俸制導入促進費対象教員から教育職員本給表（一）の適用を受ける職員への切替等細則第 3 条第 2 項により、新年俸制教員への切替を申請します。

なお、切替後の給与、任期等の条件について、同意することを併せて申し出ます。